

がんばれ!!9条

第49号 2013/9/20

9条の会・ところざわ

戦争ぜったいやだから...

所沢市松葉町 11-9 ビューセンター大久保賢一法律事務所内 ☆04-2998-2866

“青空憲法学校”を開講

「日本の悪夢 自民党改憲案を考える」

ooooooooo 航空公園で10月12~13日

小林弁護士が講師をします 10月12日(土)と13日(日)の2

日間にわたって航空公園の航空記念館前の芝生の上で「青空憲法学校」を開きます。講師は弁護士の小林善亮さんです。両日とも午前10時から12時までで、2日目の授業の終了後には航空記念館のレストランで昼食をとります。さわやかな秋空のもとで、散歩を兼ねてご家族でお出かけください。テーマは自民党改憲案で、その危険性をごいっしょに考えます。授業料は無料、昼食代は各自負担です。雨天の場合は航空記念館の左隣の屋根付きスペースで行います。条文解説ではなく、テーマごとですので、1日だけの参加でも大丈夫です。

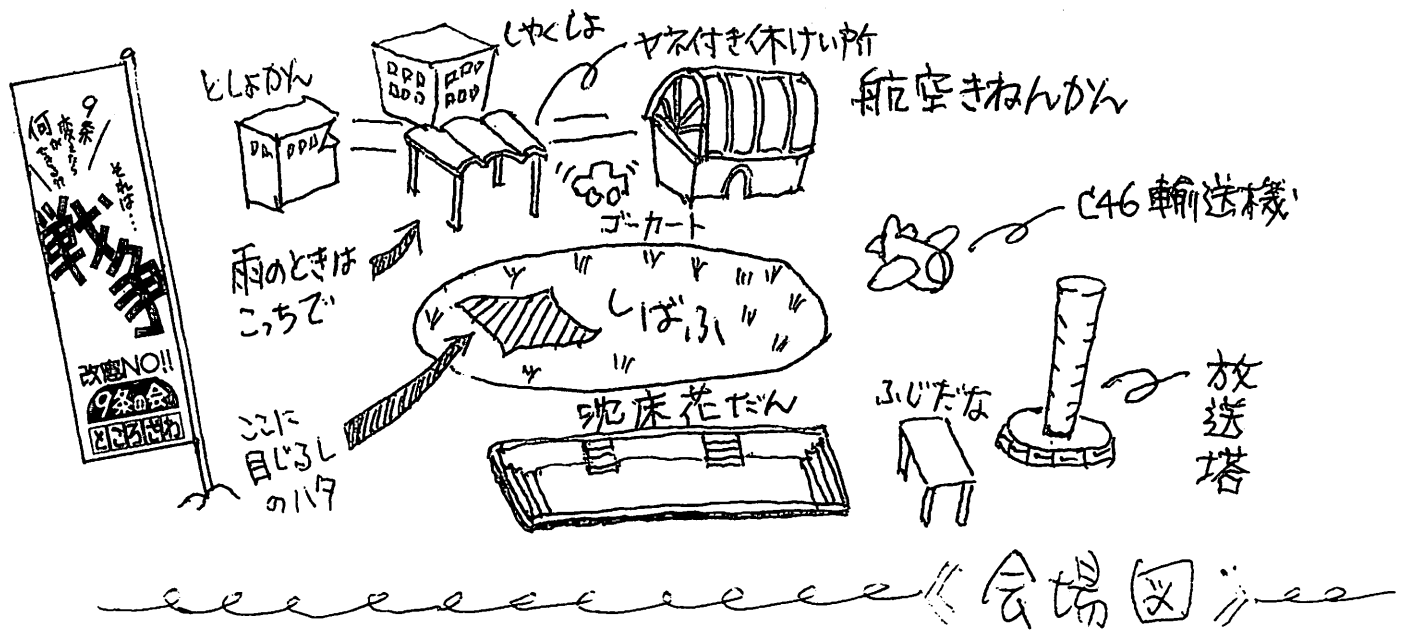
きっちり知って、しっかり反対しよう 自民党は国防軍の保持を

打ち出しましたが、この9条の問題についても草案を詳細に読むと問題、疑問、危険がたくさんあることに気づきます。「国民と協力して」という条項は果たして国民に国防の義務を負わせるものか。徴兵もありうるのか。「領土、領空を保全」するだけでなく「資源を確保」とあるのはどういうことか。ガ

ス田やレアアースなどの問題もあるだけに、いったいどんな資源戦争をやろうとしているのか。そして軍を持つ以上は軍法会議（審判所）があつて当然なのか。

人権保障規定を見ても、さりげなく権利を縮減、骨抜きにしたりしています。古い価値観のおしつけもあります。しっかり用心深く読み取らなければ、自由で民主的な社会がどう変えられてしまうのかわかりません。こうした点をわかりやすくフォローします。この憲法案が通ったら、どういふことが起きるのかをきちんと把握してはじめて、本当に力のある反対運動を拓けることが出来ると思います。

またとない企画です。ぜひおいでください。



法案提出、迫る!!

特定秘密保護法の危険な中身

弁護士 小林善亮

1 危険な特定秘密保護法の中身

安倍内閣が、秋の臨時国会に特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）を提出すると報道されています。9月3日は特定秘密保護法案

の概要が発表されました。

概要を見ると極めて危険な内容です。以下、その危険性を具体的に述べます。

(1) 広汎な情報を秘匿対象とする

まず驚かされるのは「秘密」として国民から隠される情報の広さです。以下の情報が「特定秘密」として秘密情報に指定されます。

①防衛に関する事項

②(安全保障に関する)外交に関する事項

③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項

④テロ活動防止に関する事項

「別表」をつけて情報の範囲を限定すると言っていますが、例えば①の防衛に関する事項の別表は「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」となっていて、防衛に関するおおよそありとあらゆる情報が含まれます。外交に関する事項も TPP ですら日本の安全保障に関わると言ってる政治家がいるくらいですから、日本の安全保障と無関係な外交事項などなく、あらゆる外交情報が対象となり得ます。③や④の情報は記載が抽象的なためさらに広く、警察・公安、原発、交通・建造物、水・食料、電気、災害、事故などあらゆる分野の情報が対象となります。こんなに広い情報を国民から隠せるようになってしまうのです。

(2) 「秘密」を決めるのは行政機関

しかも、「特定秘密」を指定するのは当該情報を作成・保管する各行政機関が行います。秘密指定の適正さを第三者がチェックする仕組みもありません。行政機関は自ら作成・保管する情報を自らの判断で「特定秘密」として秘匿できます。行政機関にとり都合の悪い情報を「特定秘密」と指定し国民から隠すことが可能となってしまうのです。

事実、これまで政府が「国家秘密」であるとして秘匿してきたのは日米同盟や核持ち込み、沖縄返還にかかわる密約等、政府が国民を欺いてきたことを明らかにする情報です。日本では政府情報の公開が極めて不十分なままで、このような政府情報の隠ぺいがまかり通ってしまう現状があります。特定秘密保護法が制定されればこれがより広く合法的に行われてしまいます。これではもはや国民は国政に関する正確な情報を得ることはできず、議会制民主主義など無きに等しいといわざるを得ません。

(3) 国民の知る権利・報道の自由の侵害

特定秘密を扱う人は、これを漏えいした時はたとえ過失（不注意）であったとしても処罰（最高10年の懲役刑）の対象となります。これは公務員だけでなく、行政と委託契約を結ぶ民間事業者も含まれます。

前述のとおり、「特定秘密」の対象が広範であるが故に、それに触れる可能性のある国民も広くなります。即ち、広く国民が触れる情報をコントロールして、場合によっては処罰することも可能です。これでは、国民は国政に関わる情報を取得することも議論することも出来なくなり、知る権利、言論・表現の自由は著しく脅かされることとなります。

さらに、「特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為」も処罰されます（最高10年の懲役刑）。「管理を害する行為」というのは極めて不明確で、いかなる行為があたるのか判然としません。さらに、「特定秘密」の故意の漏えい行為や特定取得行為については、共謀、教唆、扇動行為が処罰されます。

およそ全ての取材行為が特定秘密の取得行為や、漏えい行為の教唆・共謀に該当しかねません。これでは、記者が「特定秘密」を保有する取材対象者に、秘密を尋ねる行為すら処罰されかねないのです。報道機関の取材の自由への規制の程度及び萎縮効果は計り知れません。

(4) 借金の有無や精神疾患に関する通院歴まで調査する「適正評価制度」

「特定秘密」を扱う者を評価する「適正評価制度」を導入するとしています。

秘密情報を取り扱わせようとする者について、行政機関の長や都道府県警本部長が、外国の利益を図る目的で、わが国及び国民の安全への脅威となる活動との関係、犯罪歴、懲戒処分歴、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神疾患に関する事項などについて調査が行なわれます。

信用状態や精神の問題にかかる通院歴等、個人のプライバシーに極めて深く関わる事項について行政機関の長や都道府県警本部長が調査を行い、当該情報を蓄積すること自体極めて重大な人権侵害です。かかる調査や蓄積された情報が恣意的に運用されれば、この「適正評価制度」を利用した差別が行政機関等でまかり通ってしまいます。

「特定秘密」に関わる情報を扱う可能性があると考えれば、例えば電力会社や公共事業を請け負う建設会社の従業員、NGOやNPO法人の職員なども「適正評価制度」の対象となりえます。広い範囲の国民がこの「適正評価制度」によってプライバシーや政治活動、表現の自由に関わる情報を行政機関の長や都道府県警本部長に取得・蓄積される危険があるのです。

2007年、自衛隊が、イラク派兵反対の市民のデモや集会を「反自衛隊活動」として違法に監視していることが明らかになりました。2012年に仙台地裁が自衛隊の監視活動が違法であるとして損害賠償を命じましたが、特定秘密保護法が成立すれば、これも「適正評価制度」の調査であると正当化されかねません。

2 今なぜ「特定秘密保護」なのか

秘密保全体制についての法制化のきっかけは、尖閣諸島沖の漁船衝突事件のビデオ流出だといわれていますが、常にアメリカからこれを求められてきた背景があります。

1997年の「日米新ガイドライン」や2005年「2プラス2」（日米同盟：未来のための変革と再編）で、日本で秘密保全体制をつくること書かれ、2007年には「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定」をアメリカと締結し、アメリカと同等の情報保護措置の実施、情報取扱資格や情報アクセス権を持つ個人の登録簿を保持することなどが決められました。

このアメリカの要求を受けて、2010年8月の「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」（新安保懇）の報告書やこの年の新防衛大綱でも政府横断的な秘密保全体制の強化が掲げられています。2011年に政府の設置した有識者会議が秘密保全体制のあり方について具体的に提言し、法制化に向けた準備がなされてきました。2012年に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」では「国防軍」についての項目で「国防の機密に関する罪」を犯した場合、裁判所ではなく国防軍に置かれる審判所でそれを裁くという条項を設けています。

日米軍事同盟の強化、自衛隊がアメリカの世界戦略の一翼を担い、米軍と自衛隊の共同運用が拡大することと軌を一にして、秘密保全体制の強化がアメリカから要求されてきました。アメリカの世界戦略を補完し、アメリカと共同して戦争を行い、武器も共同開発するためには軍事機密を共有する必要がある。アメリカが安心して日本を戦争に加担させられるように、特定秘密保護法の制定がねらわれています。憲法9条改悪と全く同じ根を

もつ問題です。

特定秘密保護法が成立してしまえば、国の情報を知ることができず、そのために国民から政府を批判する力を奪われてしまった戦前の社会に逆戻りです。問題の重要性に比べてまだ反対する運動は十分ではありません。この危険性を学び、多くの人に知らせなければなりません。

ゆるがぬ「日本国憲法」と
ゆるぐ“社会、政治”

————シリーズ第11回

「安全保障のジレンマ」から

脱け出す道 ———それが「人間の安全保障」

前回に続いて人間の安全保障とは何かをもう少し考えてみます。それによって、国家の安全保障のありかたが決まってくるからです。

人間の安全保障の概念は1994年国連開発計画(UNDP)報告書で誕生したもので、国家安全保障に対置して考え出されました。つまり元々の国家安全保障に修正を迫って生まれた概念なのです。その修正とは簡単に言えば、安全保障とは軍事力によって国家の安全を維持すればよいとだけしか考えないこれまでの考えを否定し、人間

についても安全保障を考えるべきだとしたのです。国家の安全ばかりに専心し軍事ばかりが安全の保障だと言って、肝心の国民の安全を置き去りにして考えるな、という主張なのです。

安全保障のジレンマ

国連での議論がそこまで行き着いたのは、ある意味で必然的なことでした。なぜかといえば、軍事的手段に依存した安全保障は、結局軍事力のパワーバランスをつくりだすことでしか

なく、他国を凌ぐ軍備増強をすることでしかなかったからです。その行きつく先は「安全保障のジレンマ」でした（福田耕治「国際行政学」156p 有斐閣）。つまり、ある国が安全のためとして軍備をしても、それは同時に他国にとっては常に軍事的脅威にならざるをえなかったのです。だから、軍事論だけでしか考えない立場はこのジレンマから脱け出せないというのです。安全保障のカギは最終的には「他国の安全」にあったのです。いかなる国も他国の安全を保障しない限り自国の安全を確保できないのです。こうして世界は、安全保障は「共通の安全保障」(common security) でない限り安全保障たりえないという認識に到達したのです（国連パルメ委会報告書 1982, 1989）。

ただ、人間の安全保障という概念は人間の生存、生活、尊厳を脅かすものから人間をまもろうとするものですから、国家の安全保障に軍事力を持ちいることだけを問題としているわけではありません。より広く雇用、所得、健康、環境なども人間の安全保障の課題としている、いわばマルチの安全保障の思想であることには注意が必要です。

そしてまた、人間の安全保障をとりいれることを表明している国でも必ずしも軍備廃止をしているわけではありません。それは、理解しづらいところがあります。しかし、上にのべたように人間の安全保障は軍備に限らず広汎な内容を有しており、そのすべてを一挙に実現しうるものでもない

の問題

という事情もあるでしょう。要は、その徹底に向けての努力を怠ってはならないということです。とりわけ、人間の安全保障は軍事的国家安全保障の見直しから発したものであり、その根本があいまいにされるなら、その価値が失われることを肝に銘じるべきだと思います。

はたして実効性は？

あたかも日本国憲法の平和主義が理想論にすぎないという批判があるように、人間の安全保障は実効性がないという受け止め方もありますが、はたしてそうでしょうか。

あらためて指摘しなければなりません。国連は戦争を明確に禁止していること、戦争によらない紛争解決のための手段をいくつも用意していることを忘れてはならないと思います。国連憲章では武力行使および武力による威嚇の禁止を明確にしており（第2条第4項）、紛争は平和的に解決しなければならないと定めています（第2条第3項）。そのうえで、そのための手段として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関・地域的取り極め（同第33条1項）、国連安全保障理事会（同条2項、第5章）、総会（第4章）といった制度の利用を準備しています。国際社会は各国の利害が複雑に錯綜していますが、世界の平和と安定的発展を共通目標として合意づくりが進められ、国連の平和創

造のシステムはここまで整備されてきたのです。あとはいかにこれを運用するかという、国際社会の自覚と行動の問題なのです。

日本政府が世界をリード

その国際社会はどう動いたでしょうか。94年 UNDP 報告書で人間の安全保障の提唱がなされたのを受けて、カナダがまず外交政策に人間の安全保障を採用することを宣言し、人間の安全保障の一環として対人地雷全面禁止条約締結へ動き、同じく人道犯罪、戦争犯罪の責任追及を可能とする国際刑事裁判所の創設を推進しました。ノルウェー、タイもネットワーク形成へと動きました。

こうした流れを見極めて、日本政府自身も外交政策に人間の安全保障を採用することを表明(1998年)しただけでなく、国連に人間の安全保障委員会(Commission on Human Security CHS)と人間の安全保障基金(TrustFund for Human Security TEHS)を設置することを提唱したのです。提唱国の日本から緒方貞子がアマルティア・センと共に共同議長に就任し、多面的な安全保障を提起した公式報告書を発表しました。

これを受けて、G8 国連首脳会議等の

文書も人間の安全保障の重要性を強調する記述が盛り込まれ、今日の世界各国の共通課題として認識されるにいたったのです。

改憲をどう説明する？

ところが政府は対外的には人間の安全保障の前進のためにこれだけ貢献しながら、国内では戦争も軍備も放棄した憲法を変えようとしているのです。国防軍を保有し、軍事力行使を容認すると変更することによって、国民を重大な危険に陥れる可能性があります。もっと言えば、わが国はせっかく持っている非軍備、戦争放棄の憲法を、わざわざ変えようとしているのです。これは、人間の安全保障の実施を遅延させているのとはわけが違います。正反対の方向へ逆走しようとしているのです。

人間の安全保障を採用したのは小淵恵三内閣であって、安倍さんと同じ自党内閣です。行政のもつべき一貫性から言って、安倍内閣もこの縛りを受けるべきです。口を拭いてまったく知らぬ顔ということが許されるでしょうか。

(北川堅太郎)